

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第65期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 取締役 総務本部長 箭内吉夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティビル16階

【電話番号】 03-5371-7331

【事務連絡者氏名】 取締役 総務本部長 箭内吉夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第65期 第3四半期連結累計期間	第65期 第3四半期連結会計期間	第64期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年12月31日	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(百万円)	24,929	8,138	36,961
経常利益	(百万円)	1,729	74	5,188
四半期(当期)純利益	(百万円)	961	78	3,286
純資産額	(百万円)		17,194	17,748
総資産額	(百万円)		29,168	29,187
1株当たり純資産額	(円)		122,953.93	126,326.55
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	7,148.47	581.04	24,940.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	7,049.24	574.90	24,117.46
自己資本比率	(%)		56.7	58.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,172		2,500
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,333		1,130
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	576		2,582
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)		5,609	5,472
従業員数	(名)		1,541	1,466

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

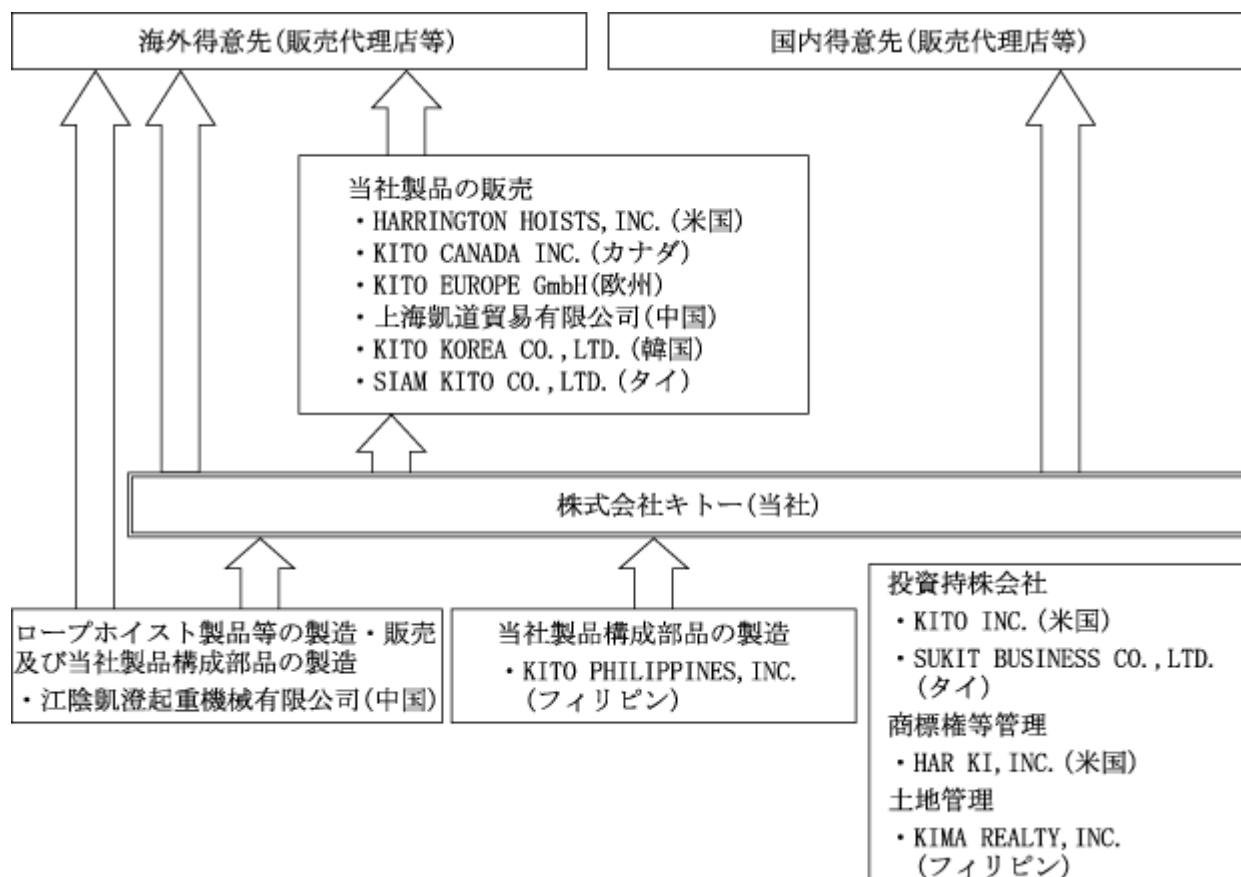
(1) 事業内容の重要な変更

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

(2) 関係会社の異動

グローバル戦略の一環として、韓国での更なるビジネスの拡大を図るため、平成20年11月に同国京畿道平澤市に「KITO KOREA CO.,LTD.」を設立し、子会社（非連結）といたしました。

なお、「KITO KOREA CO.,LTD.」設立後の事業の系統図は次のとおりであります。



(注) KITO KOREA CO.,LTD.を除き、子会社11社は連結子会社であります。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,541 (561)
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	601 (322)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外数)は、臨時従業員数の当第3四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー・臨時社員及び派遣社員を含んでおります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループはホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。以下は、品目別の状況を記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(百万円)
標準製品	5,598
特殊製品	2,022
その他	695
合計	8,316

(注) 上記の金額は販売価格で表示しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
特殊製品	1,282	1,330
その他	0	78
合計	1,282	1,408

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(百万円)
標準製品	5,597
特殊製品	1,926
その他	614
合計	8,138

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における当社グループを取り巻く景況は、米国サブプライムローン問題を発端とした世界的な金融不安と世界同時不況、急激な円高の影響を受け、企業収益・設備投資の減少、これに伴う雇用情勢の悪化や個人消費の低迷等、景気の後退が鮮明になってまいりました。

このような景況の下、国内売上においては、とりわけ消費財関連企業の設備投資の抑制等により3,114百万円となりました。

海外売上は、急激な円高による為替の影響を受けてはいるものの、米国のエネルギー関連等の成長分野の売上が比較的好調に推移したことから5,024百万円となりました。

以上により、当第3四半期連結会計期間の経営成績は連結売上高8,138百万円、営業利益435百万円、経常利益74百万円、四半期純利益78百万円となりました。

なお、当社グループはホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は省略しております。

所在地別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

日本地域の売上高は6,058百万円、営業利益は472百万円となりました。

北米地域の売上高は2,219百万円、営業利益は52百万円となりました。

アジア地域の売上高は2,088百万円、営業利益は135百万円となりました。

欧州地域の売上高は324百万円、営業利益は8百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は29,168百万円と前連結会計年度末に対し19百万円減少いたしました。これは、受取手形及び売掛金の減少2,736百万円、たな卸資産の増加2,387百万円、長期貸付金の増加213百万円等によるものです。

負債

負債合計は11,974百万円と前連結会計年度末に対し534百万円増加いたしました。これは、支払手形及び買掛金の増加634百万円、短期借入金の増加1,500百万円、未払費用の減少505百万円、未払法人税等の減少760百万円等によるものです。

純資産

純資産合計は17,194百万円と前連結会計年度末に対し553百万円減少いたしました。これは、利益剰余金の増加181百万円、為替換算調整勘定の減少629百万円、少数株主持分の減少100百万円等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は5,609百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは 561百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が74百万円、減価償却費が380百万円、仕入債務の増加が413百万円となりましたが、たな卸資産の増加が864百万円、法人税等の支払が472百万円となったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは 488百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出182百万円、貸付による支出200百万円を行ったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは 396百万円となりました。これは、配当金の支払393百万円を行ったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は191百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	470,000
計	470,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	134,557	134,557	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 なお、当社は単元株制度を採用していません。
計	134,557	134,557		

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成16年3月4日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	866 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、当社は単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,732 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 25,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年3月10日～平成26年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、2 株であります。
- 2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の 1 個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株 1 株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。

- 5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

1) 平成18年12月22日付	
新株予約権行使数	480個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式960株
2) 平成19年1月12日付	
新株予約権行使数	2,120個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式4,240株
3) 平成19年7月2日付	
新株予約権行使数	2,946個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式5,892株
4) 平成20年3月25日付	
新株予約権行使数	240個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式480株

第3回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成17年3月2日)	
第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)	
新株予約権の数(個)	102 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、当社は単元株制度を採用していません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	204 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 55,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年3月31日～平成27年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。
5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。
1) 平成19年9月25日付
新株予約権行使数 340個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式680株
2) 平成20年3月31日付
新株予約権行使数 102個
新株予約権行使による新株の種類及び数 普通株式204株

第4回新株予約権

臨時株主総会の特別決議(平成17年3月11日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	312 (注)1・2・5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	624 (注)1・2・5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 55,000 (注)3
新株予約権の行使期間	平成18年3月11日～平成26年3月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。 新株予約権の質入等の処分は認めない。 (注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社以外の者に対して新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2株であります。
2 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、各発行対象者の1個当たりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行決議日以降に当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行決議日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により新株予約権の行使に係る払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が新たに新株予約権を発行した場合において、当該新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの発行価額が時価を下回る場合には、次の算式を合理的に読み替えて新株予約権の行使にかかる払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- 4 平成18年11月29日付で「新株予約権の行使の条件」が変更されております。
5 下記期日をもってストック・オプションが行使されております。

平成19年9月25日付

新株予約権行使数	100個
新株予約権行使による新株の種類及び数	普通株式200株

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日		134,557		3,965		5,188

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14		
完全議決権株式(その他)	普通株式 134,543	134,543	
単元未満株式			
発行済株式総数	134,557		
総株主の議決権		134,543	

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	14		14	0.01
計		14		14	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	187,000	195,000	224,000	188,000	154,000	125,900	119,700	91,000	82,000
最低(円)	157,000	172,000	187,000	147,600	120,000	103,000	66,900	71,000	70,500

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 総務本部長	取締役 総務本部長兼財務部長	箭内 吉夫	平成20年9月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,610	5,473
受取手形及び売掛金	¹ 4,564	7,301
製品	2,540	1,661
半製品	2,172	1,803
原材料	540	489
仕掛品	2,341	1,255
貯蔵品	49	47
その他	1,684	1,259
貸倒引当金	34	37
流動資産合計	19,469	19,253
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,783	2,741
機械装置及び運搬具(純額)	2,383	2,910
その他(純額)	2,617	2,778
有形固定資産合計	² 7,784	² 8,431
無形固定資産	311	372
投資その他の資産		
繰延税金資産	761	720
その他	842	409
貸倒引当金	1	-
投資その他の資産合計	1,602	1,130
固定資産合計	9,698	9,934
資産合計	29,168	29,187

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 6,444	5,810
短期借入金	3 1,500	3 -
未払費用	892	1,398
未払法人税等	93	854
引当金	189	392
その他	1 817	975
流動負債合計	9,937	9,430
固定負債		
退職給付引当金	1,867	1,828
役員退職慰労引当金	109	97
その他	59	82
固定負債合計	2,036	2,008
負債合計	11,974	11,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,965	3,965
資本剰余金	5,188	5,188
利益剰余金	8,478	8,296
自己株式	0	0
株主資本合計	17,631	17,449
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	10
為替換算調整勘定	1,092	463
評価・換算差額等合計	1,088	453
少数株主持分	651	751
純資産合計	17,194	17,748
負債純資産合計	29,168	29,187

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	24,929
売上原価	16,704
売上総利益	8,225
販売費及び一般管理費	1 6,129
営業利益	2,095
営業外収益	
受取利息	27
受取配当金	0
作業屑売却収入	40
その他	61
営業外収益合計	129
営業外費用	
支払利息	13
為替差損	397
その他	85
営業外費用合計	496
経常利益	1,729
特別損失	
訴訟関連損失	26
投資有価証券評価損	2
製品改修引当金繰入額	5
会員権評価損	0
特別損失合計	35
税金等調整前四半期純利益	1,693
法人税等	674
少数株主利益	57
四半期純利益	961

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	8,138
売上原価	5,717
売上総利益	2,421
販売費及び一般管理費	1,985
営業利益	435
営業外収益	
受取利息	7
作業屑売却収入	2
その他	7
営業外収益合計	16
営業外費用	
支払利息	5
為替差損	333
その他	38
営業外費用合計	376
経常利益	74
税金等調整前四半期純利益	74
法人税等	14
少数株主利益	10
四半期純利益	78

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,693
減価償却費	1,033
貸倒引当金の増減額（は減少）	3
退職給付引当金の増減額（は減少）	18
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	11
受取利息及び受取配当金	27
投資有価証券評価損益（は益）	2
支払利息	13
売上債権の増減額（は増加）	2,471
たな卸資産の増減額（は増加）	2,835
仕入債務の増減額（は減少）	1,055
未払費用の増減額（は減少）	504
その他	324
小計	2,575
利息及び配当金の受取額	39
利息の支払額	13
法人税等の支払額	1,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,022
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	3
貸付けによる支出	200
その他	108
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,333
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,500
配当金の支払額	795
少数株主への配当金の支払額	117
その他	11
財務活動によるキャッシュ・フロー	576
現金及び現金同等物に係る換算差額	277
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	137
現金及び現金同等物の期首残高	5,472
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,609

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1 棚卸資産の評価方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>2 固定資産の減価償却費の算定方法</p> <p>固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。</p> <p>なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>3 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>4 経過勘定項目の算定方法</p> <p>合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 税金費用の算定方法	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて税金費用を計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 有形固定資産の耐用年数の変更	法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号）に伴い、法定耐用年数及び資産区分が見直されました。これを契機として耐用年数を見直した結果、当社の機械装置については、従来耐用年数を13年としておりましたが、第1四半期連結会計期間より9年に変更しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ82百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">83百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">支払手形</td> <td style="text-align: right;">286百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">844百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">23百万円</td> </tr> </table>	受取手形	83百万円	支払手形	286百万円	買掛金	844百万円	その他	23百万円					
受取手形	83百万円												
支払手形	286百万円												
買掛金	844百万円												
その他	23百万円												
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">19,882百万円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">19,287百万円</p>												
<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当第3四半期連結会計期間末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,500百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">3,500百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	貸出実行残高	1,500百万円	差引額	3,500百万円	<p>3 当社においては運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三井住友銀行他3行とのコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出コミットメントの総額</td> <td style="text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸出実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">差引額</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">5,000百万円</td> </tr> </table> <p>なお、コミットメントライン契約には主に下記の財務制限条項がついております。</p> <p>(1) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産合計額-新株予約権の金額-繰延ヘッジ損益の金額-少数株主持分の金額+自己株式の金額)を、平成19年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額以上に維持すること。</p> <p>(2) 平成20年3月期末日及びそれ以降の各連結会計年度における連結損益計算書に記載される連結営業利益を損失としないこと。</p>	貸出コミットメントの総額	5,000百万円	貸出実行残高	百万円	差引額	5,000百万円
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
貸出実行残高	1,500百万円												
差引額	3,500百万円												
貸出コミットメントの総額	5,000百万円												
貸出実行残高	百万円												
差引額	5,000百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。	
給料・賞与	1,983百万円

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。	
給料・賞与	728百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	5,610百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	0百万円
現金及び現金同等物	<u>5,609百万円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	134,557

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	14

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	403	3,000.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日	利益剰余金
平成20年11月12日 取締役会	普通株式	403	3,000.00	平成20年9月30日	平成20年12月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の当四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、ホイスト・クレーン事業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,721	2,219	1,877	320	8,138		8,138
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,337		211	3	2,552	(2,552)	
計	6,058	2,219	2,088	324	10,691	(2,552)	8,138
営業利益	472	52	135	8	669	(234)	435

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ
- (3) 欧州.....ドイツ

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	11,744	6,837	5,194	1,151	24,929		24,929
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	6,394		588	13	6,996	(6,996)	
計	18,139	6,837	5,783	1,165	31,925	(6,996)	24,929
営業利益	2,109	226	462	73	2,872	(776)	2,095

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 北米.....アメリカ・カナダ
- (2) アジア.....フィリピン・中国・タイ
- (3) 欧州.....ドイツ

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比べて当第3四半期連結累計期間における「日本」の営業利益が4百万円減少しております。

4 「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律平成20年4月30日法律第23号)に伴い、耐用年数を見直し変更しております。これにより、当第3四半期連結累計期間における「日本」の営業利益が82百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	2,219	2,030	369	405	5,024
連結売上高(百万円)					8,138
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.3	24.9	4.5	5.0	61.7

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	北米	アジア	欧州	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	6,837	5,613	1,322	948	14,721
連結売上高(百万円)					24,929
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.5	22.5	5.3	3.8	59.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) 北米.....アメリカ・カナダ
 (2) アジア.....中国・東南アジア
 (3) 欧州.....ドイツ・イタリア・その他
 (4) その他の地域.....アフリカ・オセアニア・その他
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	122,953.93円	1株当たり純資産額	126,326.55円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	17,194	17,748
普通株式に係る純資産額(百万円)	16,542	16,996
差額的主要内訳(百万円)		
少数株主持分	651	751
普通株式の発行済株式数(株)	134,557	134,557
普通株式の自己株式数(株)	14	14
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期(期末)の普通株式の数(株)	134,543	134,543

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	7,148.47円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	7,049.24円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	961
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	961
普通株式の期中平均株式数(株)	134,543
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	1,894
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

第3 四半期連結会計期間

当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	581.04円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	574.90円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	当第3 四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	78
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	78
普通株式の期中平均株式数(株)	134,543
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	1,437
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

第65期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）中間配当については、平成20年11月12日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	403百万円
1株当たりの金額	3,000円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成20年12月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月13日

株式会社キトー
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 山本 昌弘 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田邊 晴康 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。